

住宅耐震改修に伴う 固定資産税の減額措置について

企画財政部資産税課家屋係
☎2162

既存住宅を耐震改修し、次の要件を満たす場合、改修後の一定期間、対象家屋の固定資産税が二分の一に減額されます。

▼減額の対象となる住宅の要件

- ①昭和五十七年一月一日以前に建築された住宅であること。
- ②平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までに耐震改修が完了した費用が三十万円以上の工事であること。
- ③現行の耐震基準に適合した工事であることの証明がなされたものであること。

▼減額の期間

減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度から、工事完了時期に応じて次のとおりとなります。

- ①工事完了時期が平成十八年～平成二十一年の場合、減額期間は翌年度から三年間です。

- ②工事完了時期が平成二十二年～平成二十四年の場合、減額期間は翌年度から二年間です。
- ③工事完了時期が平成二十五年～平成二十七年の場合、減額期間は翌年度から一年間です。

(例)

平成十八年五月一日に改修完了の場合↓平成十九、二十、二十一年が減額となります。

▼減額の内容

減額の範囲は、一戸当たり百二十平方メートル相当分までとし、改修の対象となった家屋全体に係る固定資産税の二分の一が減額されます。

▼減額を受けるための手続き

減額措置を受けるためには、現行の耐震基準に適合した工事であることを証明書(※注)を添付し、改修後三か月以内に資産税課に申告を行う必要があります。

(※注) 証明書の発行主体は、建築住宅課、建築士、指定確認検査機関等になります。

国民年金

国民年金保険料の納付が困難な人 免除申請の手続きはお済ですか

申請窓口 市民生活部市民課・各総合支所市民生活課
古川社会保険事務所 ☎1200

▼免除期間が七月以降継続する人、継続しない人

国民年金保険料の免除申請は、毎年七月から新年度分の手続きをする必要があります。ただし、十七年度の免除申請のとき、翌年度以降も免除の継続を希望して、全額免除

除または若年者納付猶予に該当していた人については、今回から手続きが不要になります。(継続審査を行い結果を通知します)

十七年度に免除の継続をしなかった人や、半額免除に該当していた人、失業者の特例により免除になっていた人などは、六月で免除期間が終了しますので、引き続き納付が困難な状況にある場合は、改めて手続きをしてください。

▼免除申請の手続きが必要な場合

- 十七年度に免除申請をしていなかった人、免除申請をしたが却下になっていた人
- 全額免除または若年者納付猶予に該当していた人が、翌年度以降の継続を希望しなかった人
- 半額免除に該当していた人
- 失業などの事由により全額免除または若年者納付猶予に該当していた人

▼保険料免除制度の種類

全額免除

大崎市誕生記念のロゴマークを使用しませんか

総務部行政推進課行政管理係 ☎5029

大崎市誕生記念事業を実施しています。

市民を挙げて大崎市の誕生をお祝いするとともに、新市の「交流促進」と「一体感」を生むことを目的としています。これから行われる大崎市誕生記念事業の一部をご紹介します。

◆七月二十六日(水)

NHKラジオ体操

※五ページ参照

◆十一月三日(金)

開市記念式典

▼記念事業推進期間

平成十九年三月三十一日まで

▼キャッチフレーズ

「ようこそおおさき」

市民のみなさんを始め、当市を訪れたお客様に「新人大崎市にようこそおいで」

保険料の全額が免除され、一部免除(一部納付)所得に応じて四分の一、半額、四分の三を納付すること、残りが免除されます。

(十八年七月から)

▼未納と免除・猶予の違い

若年者納付猶予 保険料の全額が猶予されます。(二十歳未満の方のみ)

○免除や猶予を受けた期間は万が一のとき、障害や遺族年金受給の対象になります。

○免除を受けた期間も老齢基礎年金に加算されます。

全額を納付した場合と比較して

老齢基礎年金の額に加算するとき				
全額免除	3/4免除 (1/4納付)	半額免除 (半額納付)	1/4免除 (3/4納付)	
1/3で計算	1/2で計算	2/3で計算	5/6で計算	

○十年間のうちに納付できるようになったときは、免除・猶予された分を納付(追納)して、年金を増額することが可能です(三年度目以降に追納する場合は経過期間に応じた加算額が付きま)

きました」という、おもてなしの心が込められています。

大崎市誕生記念の冠を使用するイベントを募集します

市民団体や商店会などで、新市誕生をPRしていただけるイベントがありましたら「ようこそ おおさき 大崎市誕生記念」の冠を載せてみませんか。

キャッチフレーズやロゴマークの使用を承認します。ロゴマーク使用料等の費用はありませんが、応募の条件があります。

▼応募条件

- ①市民が参加できるイベント
- ②新市をPRできるイベント
- ③市内に住所や事務所、店舗を有すること

▼留意点

個人が主催するものほか、事業者単独の営利活動や特定の政治・宗教活動を目的とするもの、事業内容等が公序良俗に反するおそれがあるもの、また、記念事業として不適切と判断したものを除きます。

▼ロゴマーク

7つの市や町が合併し、七色の虹のように、輝きを放っている様子を表しています。



農政

あらゆる農産物に対して すべての農薬の残留基準値が設定されました

(平成十八年五月二十九日食品衛生法の改正に伴うポジティブリスト制度施行)
産業経済部農林振興課農産係 ☎7090
または各総合支所農政担当課

▼ポジティブリスト制度とは

ポジティブリスト制度とは、食品衛生法の改正により平成十八年五月二十九日に施行された「あらゆる農産物に対してすべての農薬等の残留基準値を設定」し、残留基準値を超える農産物(農産加工品を含む)を原則流通禁止にする制度です。

▼ポジティブリスト制度の施行による食の安全・安心の実現

ポジティブリスト制度により、国内食品だけでなく外国からの輸入食品にも国内と同

様の基準が適用されることとなります。今後のさらなる食の安全・安心の実現が期待されています。

▼農薬の使用方法を正しく守って作られた農作物はすべて安全です

日本国内で使用する農薬は、農薬取締法に基づき登録されており、使用方法についても定められていますので、農薬を正しく使用することで、ポジティブリスト制度の基準値を超えることはありません。

農薬散布に注意が必要な農作物

(残留農薬の検出されやすさによる分類)

検出されやすい

- 軽量の葉菜類：こまつな、葉ねぎ等
- 根菜類の葉：だいこんの葉等
- さやも食べる豆類：さやえんどう等
- 軽量・小型の果実：うめ、すもも等
- 果菜類：なす、きゅうり等
- 皮も分析する果実：かんきつ、ぶどう等
- 皮を分析しない果実：みかん、もも、すいか等
- 外皮に覆われた作物：稲、麦、大豆等
- 地下部にある作物：いも類、根菜類の根部等

検出されにくい

(農林水産省：ポジティブリスト制度導入に伴う生産現場での問題点とその対応より)